

韓国[朝鮮]の「分断体制」と アメリカの国連政策（三・完）

李 相 睦

- 1 序論—問題の視角と従来の研究動向—
- 2 第二次大戦後の韓国[朝鮮]問題と国際連合の役割
- 3 国連におけるアメリカ・ソヴェトの対韓国[朝鮮]戦略
- 4 「国臨委」と韓国[朝鮮]の政治指導者の統一構想〔以上、前号〕
- 5 南北協商の推進と「南・北分断」体制の成立過程〔以下、本号〕
 - (1) 南北協商の推進とその政治的な背景
 - (2) 「南北連席会議」とアメリカ側の政治的な姿勢
 - (3) 南北交渉〔南北連席会議〕の進行過程
 - (4) アメリカ軍政当局と一部の右派との提携
- 6 五・一〇総選挙と以南の政治諸勢力の対立状況
 - (1) 総選挙に対する維持諸勢力の対応
 - (2) 五・一〇総選挙の結果と「分断体制」の成立
 - (3) 韓国政府の成立と「南・北分断」体制の固定化
- 7 結論—アメリカの国連構想への評価—

5. 南北協商の推進と「南・北分断」体制の成立過程

(1) 南北協商の推進とその政治的な背景

以上を念頭に置き、本章では以南・以北の政治指導者による「南北協商」の諸過程とそれが「南・北分断」の体制に進んで行く政治過程を見て行こう。一九四八年に入って来ると、東アジアの政治的な情勢は、益々国際的な「冷戦体制」の枠組へと組み込まれる状況となる。一九四七年夏頃から、中国内戦では人民解放軍が大々的な攻勢に転じた。その後アメリカ側は、ソヴェト・共産圏に対する「封じ込め」政策を一層強める挙に出るのである。アメリカ側は、「国連」の権威をも借りて「封じ込め」政策を一層強く推進した。一九四八年一月八日に、「国臨委」の以南地域へ入国した際に、李承晩は、以南地域・以北地域の全域における総選挙の実施に尽力する点への注文を付けた。只それは、彼の本心ではなく、対外的な外交修辞である点は、彼を支持する民主議院、韓民党等の発表からも見るのが可能である。「国臨委」の入国の際に彼等は、以北側が総選挙への不参加の場合に、以南地域のみにおける総選挙の実施と単独政府の樹立を強調している¹⁾。

同年の一月に、「国臨委」の監視活動やその任務の本格化と、「国臨委」と国内の指導者との面談が進む中で、以南の政治指導者の、統一政府の樹立に関する立場は、幾つかに分かれていった。すなわち「国臨委」の監視の下で、以南地域のみを単独選挙を実施する、との国連の決定は、以南の各政治・社会諸団体の間に深刻な「離合集散」を繰り広げさせた。以南の政治諸派は、南北統一への追求方法によって分類して見れば、概ね以下の三つのグループに分けられる。当時強硬な政治姿勢を堅持する右左両派は、彼等の従来の政策を固守した。だが中間派の政治諸派の場合、政治状況の変化に従って右往左往する政治状況となる²⁾。一月に、国連総会で以南・以北地域の全域の総選挙に対する監視活動が決定された時、右派と中間派は、その決定を大々的に支持した。左派は、「国臨委」を「アメリカ帝国主義の雇用人」である³⁾と激烈に非難した。更に以南の単独選挙の決定は、政治諸派の間に、その

選挙に対する賛成・反対をめぐって混乱を招くのである。

一方で、以南地域における総選挙の実施を主張する当時の主要な政治団体・政治組織としては、独立促成会、韓民党、当時以北から以南地域へと避難して来た人々を代表する朝鮮民主党等々が挙げられる。彼等は、以南地域における強力な政府が、以北側の軍事力に対する安全弁として必要であるとの主張を行なった。そして彼等と同様に、一九四六年六月三日に、李承晩は井邑にて、「我々は、以南のみでも臨時政府又は臨時委員会のような組織を結成して、以北地域におけるソヴェト軍の即時の全面的な撤退を世界公論に訴えるべき」である⁴⁾との意見を表明した。加えて言えば、その「井邑発言」以後、言わば「単独選挙の実施と単独政府の樹立論」を主張して来た右派の李承晩は、以北側の人口の約三五%が以南地域に移住した点を考えれば、将来以南地域に樹立される筈の単独政府は、全国レベルの政府としての正当性を持っている「国民政府」である⁵⁾と主張している。

他方で、左派諸勢力は、以南地域のみ単独政府の樹立をめぐって政治諸派間の再編成が模索されると、全国各地における救国の政治諸勢力の大同團結を表明し、「民戦」を通じて多角的な努力を行なった。更に彼等は、以南地域のみ単独選挙と「国臨委」の監視活動やその任務に対して強硬な反対活動を行なった。そして彼等は、以南・以北地域の両域の政治指導者が会合を持った上で、米ソ両国軍の同時的な全面撤退が先決問題である⁶⁾、との点を確認すべきである、との主張を繰り返した。彼等は単独選挙こそ、「アメリカ帝国主義者が中間に入って同質民族の足と手を切捨て、我々の綺麗な山河を帝国主義の軍靴で踏み躪る試みである」⁷⁾、と非難した。更に又彼等は、アメリカ側の提案—その独立問題の国連への移管〔提訴〕—に対しては、「国際的な協調関係を破棄して、韓国〔朝鮮〕人民の意思を無視し、一方的に構成された「国臨委」に反対する」⁸⁾との声明を出して非難し、ソヴェト側の提案を積極的に擁護する立場を明らかにしている。

一九四八年初に中間派は、金奎植の指導下に、左右両派を包括する「民族自主連盟」との緩やかに結合された連合団体・政治団体を設立している。一

九四七年一〇月に、先の民族自主連盟の中核となった民主独立党は、金奎植と軍政当局の首席長官である安在鴻の指導下で結成されている。その党は、アメリカ側からの諸支援を受けていた点で、その他の左右両派の諸団体から辛辣な批判を受けたにも拘わらず、その支援を受け続けた政党である。中間派勢力は、従来「国臨委」の監視の下での以南・以北地域の両域における総選挙と両地域の政治指導者間の会議を支持した。だが、ソヴェト・以北側の非協力的な態度による政治状況の変化と、その後総選挙の実施過程を監視するとの国連小総会の決定に直面して、民族自主連盟に属する多くの政党は、今迄の国連会議の決議に賛成する姿勢から一転して、以南の単独選挙の実施に反対する意思の表明を行なったのである⁹⁾。

前章にも触れたように、〔極〕右派の李承晩は、以南地域のみ単独選挙の実施と単独政府を樹立した後、漸進的に「南・北統一」を成し遂げるべきである、との点を強く主張した。金九・金奎植の両者は、国連との協調体制の下で、以南・以北地域の代表者による南北連席会議を開催して以南・以北地域の全域を網羅する自主的な統一政府の樹立のための全国統一選挙を実施すべきである、との主張を繰り返した。その後金九は、単独政府の樹立への政治的な動きが加速する中で、金奎植と連携して単独選挙に反対する連合諸勢力を形成し、以北側との直接的な政治交渉・南北協商を展開して行く。左派諸勢力は、米ソ両国軍の同時の全面的な撤退と、国連からの内政への不干渉を主張しつつ、以北地域をも含む全国レベルの総選挙を実施する点を主張した。その意見の対立は、政治指導者と「国臨委」との直接的な交渉の中で始めて生じたのではなく、当時の「解放政局」に見られた左右両派の政治対立が同時期になって再び明確化されたに過ぎなかった。

そして一二月に既に金奎植、金九、趙素昂、呂運亨の四者は、その統一問題の討議のための以南・以北地域の両域の政治指導者による政治会談の召集を慎重に考慮した¹⁰⁾。彼等は、米ソ両国間の「冷戦体制」の深化による国際的な政治情勢の硬直化の状況が続く場合に、強大国間の諸会議や国連による「南北統一」の可能性は殆ど不在となる、と考えていた。そこで金奎植は、

以南・以北地域の両域の政治指導者の「政治会談」が、以南地域内の共産主義者や以北側によって提起されれば、「極右派の政治諸勢力は、それに強力に反対するかも知れぬが、その提案が、『国臨委』から先に提出されれば、非常に重要な意味を有する」¹¹⁾と考えた。そして彼は、米ソ両国軍の間に「①政治犯の釈放、②政治指導者への拘束令状の取消・保留、③言論・出版・集会・結社の自由の保障、④米ソ両国軍の同時の全面的な撤退の時期・条件の決定」¹²⁾等々の事項に対する議論を提案している。

だが、国連総会での単独選挙及び単独政府の樹立案が決定されても、金九と金奎植の両者は共に、単独選挙の反対路線に立ち、単独選挙への参加を拒否した。そして「左右合作」の動きには冷淡な反応を示した「民戦」も、単独政府の問題に対しては強固に反対する路線を堅持し、金九等とも政治的な行動を共にした。そこで金九は、南北協商への道を模索する政治戦略を取るのである。二月四日に、民族自主連盟は、金奎植の中心下に政治委員の連合会議を開き、「南北代表者会議」の開催を要望する書簡を、以北側の金日成・金科奉の二大指導者宛てに送付する点を決定した。その書簡は、金九・金奎植が連署した私信形式で発送されるとの点で合意がなされた。その書簡は二通作成された後、先ず一通は「国臨委」のカナダ代表の斡旋で、「公式的な」外交経路を通じて以北当局側へ送られた。その外の一通は、それとは別の経路での、ソウル駐在のソヴェト代表部を通じて以北当局に送られた。その書簡を通じて、金九・金奎植の両者が提案した「南北連席会談」の政治的な構想を要約すれば、概ね以下のような内容となっている。

「①両者が構想した南北会談は、『四金一金九・金奎植・金日成・金科奉—を中心とした南北の政治指導者間の直接的な政治協商』である。②その積極的な政治交渉のために、両者は、以南・以北地域が各々『愛国政党代表者会議』を召集して、南北協商の代表選出を提案した。③両者は、『自主的な立場』と共に、『友邦の好意』を最も強調した。それは彼等の両者が、両国の占領軍を同時に撤退させる点を主張したにも拘わらず、左派勢力と違って、『アメリカとソヴェト両国とに対する平等な立場』や『国際連合に対する期

待』を持っていた点を示している。④従って、金九及び金奎植との両者が主張した『南北連席会談』の目的は、『国連の監視下における全国レベルでの総選挙』の模索である。」¹³⁾

一方で、金九・金奎植の両者は、二月初頭に「国臨委」、との緊密な協議下で、南北要人会談のための具体策を準備した。「国臨委」議長のK. メノン博士と第二分科委員長は、以南・以北地域の両域の直接的な政治交渉の具体的な方法を要請した。二月六日に両者は、以南地域の諸政党の代表者会談を開き、以南地域の代表を選出した後に以北への通知方法を決定した。そして彼等は、「国臨委」への南北要人会談を国連小総会の議題に上程〔提訴〕する案を提案した。だが金九と金奎植の両者が、「国臨委」の第二分科委員会と南北要人会談の進行方法とを協議している間、中国代表の劉馭萬は李承晩・金九・金奎植の三者会談を斡旋した。劉馭萬は、以南側の政治指導者から総選挙への肯定的な答弁を期待していた。だが二月一〇日の会談後明らかになる三者の立場は、劉馭萬・中国代表の期待と全く異なる方向へと向かっていた。李承晩は、先ず「南北の総選挙が不可能な場合に、以南地域のみでの単独選挙を行なう点に合意した」¹⁴⁾と発表している。

それに対して、金奎植は「李承晩は、南北要人会談について賛成し、更に南北総選挙が不可能な場合に、国連で再び決議し、その後に韓国〔朝鮮〕人の自らの決定を尊重する」¹⁵⁾とし、彼の発表を否認した。二月一二日に、李承晩が側近に伝えた話によると、彼は最初の時点から二月一〇日の国連要員と行なった会合の意味は専ら参加にある、と考えていた。両者は、南北総選挙に関する三人の政治指導者の共通認識の導出に努めた。二月二六日に国連小総会は、同議題の討議を行なった結果、国連監視下での総選挙の推進を決議した。その決議の翌日から二日間に、李承晩と一部の右派は、左派と中間派とを除き、国連小総会の決議を歓迎するための会議を開催した。右派を中心とするその会議には、約四〇人の政党・社会諸団体の代表が参加し、国連小総会の決議を受け入れる決議文を採択した。その会議に韓独党代表の資格で参加した申昌均は、以南の単独選挙の実施及び単独政府の樹立の不当性と、

それに反対する同党見解の伝達を試みている¹⁶⁾。

一九四八年三月一二日に、金九・金奎植等を含む合計七人の政治指導者は、統一政府の樹立のために余生を捧げる点を誓った後に、民族的な悲劇を招く以南地域のみでの単独選挙を実施する過程には参加を拒む、との共同声明を發表した。更に彼等は、以北地域の金日成と金料奉宛てに書簡を送って、自主的な統一政府の樹立のための方案と、諸措置の討議のための以南・以北の「政治指導者会議」の開催を提案した¹⁷⁾。以北側は、三月二五日の平壤放送を通じて、「民戦」中央委員会は、その独立問題に関する国連総会の決定と、単独選挙の実施・単独政府の樹立に反対すると共に、統一政府を樹立するための「全韓国[朝鮮]政党・社会团体代表者連合会議」の開催を決定したと伝えた。更に単独選挙の実施・単独政府の樹立に反対する以南地域の政党・社会諸団体を四月一四日に平壤で開かれる以北地域の「政党・社会諸団体の連席会議」に招待する¹⁸⁾との声明を發表している。

共産勢力による連席会議の開催への動機は、以北の統一戦略・戦術と関連させて分析すべきである。すなわち彼等は、当初から統一戦線戦術に立脚し、右派の民族主義的な政治諸勢力との連合の政治集団を形成し、彼等の体制と党の大衆性及び合法性を獲得するよう努力して来た。だが、国際的な「信託統治の構想」をめぐる左右両派の分裂によって統一戦線の標語の効果は、大きく減少した。その状況で反共派で知られる以南地域の政治指導者達と以北の平壤で南北連席会談が行なわれるとの事実は、共産主義勢力にとっては、彼等の主張が「全韓国[朝鮮]人民」の全幅的な支持を受けているとの点を、国内外に最も深く印象付ける又とない機会を提供する結果となる。更にそれは、彼等の政治体制や党の合法性・大衆性を主張し得る「絶好の機会」の提供となる。それは、以北地域の政権がその「南北連席会議」を、自らの合法性の構築のために利用した¹⁹⁾との点を示唆している。

「北朝鮮労働党中央委員会」は、三月二〇日から二四日迄二回に互って特別全員会議を開き、以南側の金九・金奎植から成る「南北連席会議」の提案についての具体的な対応策とその返答の内容を検討した²⁰⁾。三月二五日に以

北の「民戦」は、中央委員会を開催し、同日午後以北の平壤放送を通して「以南地域の単独政府の樹立に反対する以南の各政党・社会諸団体に告げる」、との内容の政治声明を發表した。すなわち以北側の「民戦」は、その独立問題に関する国連総会の決定と、以南地域のみ単独選挙と単独政府の樹立に強力に反対すると共に、自主的な統一政府の樹立のための「全朝鮮政党社会団体代表者連合会議」を、四月一四日から以北の平壤で開催する点を決定したと伝えた。そして以北側の「民戦」は、単独選挙の実施及び単独政府の樹立に反対する以南地域の全ての民主主義政党及び社会諸団体に対し、それへの参加を積極的に呼び掛けたのである。

それとは別途に、以北の「民戦」から二つの種類の書信が送られて来た。その一通目は、以南側から「南北協商」を提案した「金九・金奎植先生に送る答申」として、そして二通目は、「南朝鮮政党・社会団体に送る手紙」との形式を取って別個に送られて来た書信である²¹⁾。上記の一通目の「金九・金奎植先生に送る答申」の中で、以北側は以南側の「南北指導者会談」を部分的に修正し、「南北朝鮮の小範囲の指導者連席会議」を、四月初頭に以北の平壤にて開催する点を提案した。以北側は、「南北連席会議」への参加者を総計二五名とした。以北地域での南北連席会議への参加者は、金日成、金料奉、崔庸健、金達弦、朴正愛とその外の政治指導者五名で合計一〇名であった。以北側から招かれた以南地域の政治指導者の人数は合計一五名—その詳細な内訳は、右派二名、中間派五名、左派八名となっている—である²²⁾。その以北側からの提案は、以下のような点で、以南地域の金九・金奎植の両者から提案された内容と異なった中身となっている。

その「答申」の中では、以北側の金日成・金料奉が、先ず以南地域のみ単独選挙の実施と単独政府の樹立の動きに反対する左派的な政党及び社会諸団体の組織と、その代表性を重視する点が示唆されている。それに対して、金九・金奎植の両者は、名望家で知られる以南・以北地域の両域の政治指導者間の直接的な政治交渉に注目した。以北側の提案では、その招待された左派性向の政治指導者が中心となっている以南地域の政治指導者の名簿でも

その確認が出来るように、「南北連席会議」では、主に左派が主導する「南北連席会議」が考慮されている。以南・以北地域の両側が、以南地域のみでの単独選挙の実施と単独政府の樹立の動きに対して反対する点では、共通の認識を持っている。その中でも、特に以北の場合、アメリカ側と国連の、その独立問題への介入に対して強力な反対を強調している。

(2) 「南北連席会議」とアメリカ側の政治的な姿勢

一九四八年三月二七日、以北の平壤から書簡を受け取った金九と金奎植は、以北側が提案した連席会議について議論した結果、一旦「参加するのを原則」的に合意し、今迄以北側と交渉して来た政治的な経過を全面公開した²³⁾。三月三十一日に、そのような内容が公開されると、以南地域のみでの単独政府の樹立派と南北協商の推進派間の論争を巻き起こし、「解放政局」は混迷状況に陥った。四月二日に、右派の李承晩は、南北協商に反対する概ね後述のような内容の声明を発表した。すなわち、ソヴェト側の戦略戦術を知っている人々は南北協商が、韓国〔朝鮮〕の共産主義化のための画策に過ぎぬ点を分かっているにも拘わらず、一部の政治指導者のみはその事実を知らずに「南北協商」を主張する点は、大勢の人々から蒙昧との嘲笑を買うのみである」。更に「今度以北から送られた書簡内容を見ると、ソヴェト側の目的を支援する以外に希望は全く皆無である点が分かっている筈である」。従って、「以南地域のみを総選挙を実施して我々の力によって『南北統一』を成し遂げる方が望まれる」²⁴⁾との内容の声明を発表している。

同年の二月一三日に、金九と金奎植は「南北協商」を推進する前に、先ず李承晩に対して南北協商に関する否定的な論評を自制して頂く点を丁重に要請した。その時点で、李承晩は両者からの要請を了承し、それを約束したものの、同日の声明で早くもその合意と約束を破る形となった。そして国連の監視下の以南地域の単独選挙を決定した後に軍政当局と李承晩・一部の右派との一枚岩的な政治行動は一層明確になった。三月一七日に、軍政当局は、国会議員選挙法と選挙区域表を確定し、それを公に発表した。それは、立法

議院の普通選挙法に基づくものである。一九四七年六月二七日に、立法議院は、普通選挙法を制定した。軍政当局は、その選挙法を制定する政治過程に深く介入した。その選挙法の内容は、一言で言えば、小選挙区での単純多数代表制であった。当時比較的若年層を基盤とする左派諸勢力にとって不利な選挙制度になる²⁵⁾と、アメリカ側は分析している。

国務省は、以南地域のみ単独選挙の実施及び単独政府の樹立の動きを積極的に支持・支援して来た経緯がある。それにも拘わらず、国務省は以南地域の二大の政治指導者が先頭に立って参加する南北会議に対する一般民衆の高い関心や、更に以南地域と対比される、以北側の「統一憲法の草案」に対する以南地域の一般民衆からの大々的な支持に非常に困惑した²⁶⁾。J. ジャコブス政治顧問は、二大政治指導者を中心とする政治的な動きに象徴される、「南北連席会議」への対応に転々汲々とした。国務省は、軍政当局に対して今以上の強力な「宣伝攻勢」を以って以北側に対する対応策を指示した。国務省が、現地〔ソウル〕の軍政当局への指示の中で強調している点は、概ね以下のような内容となっている。

「①アメリカ政府の基本的な目的は、韓国〔朝鮮〕の自主独立と民主主義的な土台に立脚した統一である。『国臨委』は、その目的のために世界の多数国から選出された代表である。②〔直接・普通・秘密〕自由選挙によって自主的な統一政府の樹立を画策する『国臨委』の目的は、ソヴェト側の以北地域における「国臨委」の入北の拒否によって挫折された。③だが、我々は、依然として自主的な統一政府の樹立を願っている以北地域の一般民衆の立場に従って、ソヴェト側が、『国臨委』の選挙に対する監視活動の受け入れを期待する。④万が一、ソヴェト側が、自主的な統一政府の樹立に対して真剣に願っているとすれば、先ず、北緯三八度線〔南北境界線〕についての厳しい政治的な統制を緩和し、以南地域と、以北地域の両域間の経済的な交流を許容すべきである（〔〕内は引用者）。」²⁷⁾

そして国務省は、金九及び金奎植が以南地域のみ単独選挙への不参加を表明した点に直面して、「両者が以北地域の政治指導者と結合した場合、拡大

一路を辿っている彼等への追従者と支持者は、以南地域のみを単独選挙への参加を拒否する筈である。そうともなれば、以南での単独選挙は、右派の李承晩の政治的な私益のための舞台になる筈である」。以北側は「平壤会談の目的を歪曲して、巧みに宣伝する」と予想される。従って、『国臨委』は、それに即時且つ効果的な対処が不可能となる。そして単独選挙に対する一般大衆の支持がなくなるに伴って、アメリカと国連との両者の権威は、非常に失墜する」²⁸⁾と推察されるとし、金九及び金奎植の両者へ憂慮を示した。W. ディーン(W. Dean)軍政長官も、「その会談を後援する意思も、妨害する意思も不在である。両者の入北〔越境〕に関する本官の態度は冷笑的である」²⁹⁾と公表し、冷やかな態度を隠さなかった。

J. ホッジ中將は、四月六日に「以北に招かれた人々は、一般民衆の代表として誰一人も被選・任命された人物ではなく、従って、一般民衆のために発言する権利もなく、只個人と同僚とを代表するに過ぎぬ」³⁰⁾と発表した。すなわち彼は、南北協商の以南側の代表の代表性を全く認めずに、實質的に「南北協商」をも否認した。軍政当局は最初金九・金奎植の両者の入北への阻止を試みるが、結局の所その説得を断念した。彼等の両者は、既に以北行を決意したので、その時点での軍政当局の介入の余地は不十分であると考えた。更に軍政当局は、両者が以北の平壤に到着した後、以北側の提案への對抗策の提示を勧めている³¹⁾。その一方で、李承晩も両者は以南の代表でなく、二人の入北はソヴェト側の目的に同調するのみと非難した。韓民党は、「南北協商」がソヴェト側の主張を再確認するに過ぎず、又以南地域の単独選挙の阻止のための謀略である³²⁾と主張した。他方で、民族自主連盟は、「南北政治協商」を全面的に支持する決議文を発表している。

アメリカ側は、国内外の世論と「国臨委」が注目する中で、「南北連席会議」に対する公然の反対は出来なかった。アメリカ側の本音は、南北協商に参加する以南地域の政治代表と接触する過程に克明に現われている。四月五日に、中間左派の呂運亨は、J. ホッジ中將を訪問して、以北地域へと派遣される連絡員への証明書の発給問題と、その証明書を使って入北するための

承認を要請した。J. ホッジ中将は、その件に関して我々としては「支援も妨害もしない」と言いつつも、彼等の要請に不応した。呂運亨からの丁重な要請にも拘わらず、同中将が不応した理由は、その要請を受け入れれば、彼等両者の以北行きにもアメリカ側が公に承認したとの印象を一般民衆に与える可能性が存在したためである。更に呂運亨の要請を拒否すれば、軍政当局が、彼等の以北行きと南北協商を妨げている、との格好の宣伝材料を以南・以北地域の両側の政治指導者に提供する点を危惧したのである³³⁾。

同日に、J. ホッジ中将は、南北協商に関する特別声明を発表し、単独選挙を実施するアメリカ側の目的は、以南・以北地域の両地域が一つの主権国家になる点に存在すると強調し、以南地域のみ単独選挙の実施を通してのその代表者の選出が南北協商のための先決条件であると主張した。それは、先ず以南の単独選挙によって代表者を選出し、その後以北の政治指導者との会談に臨むべきとの主張である。J. ホッジ中将は、単独選挙を通さずに選出された代表者に疑問を抱いた。すなわち以北側から招かれた以南代表の代表性を疑った。J. ホッジ中将は、その声明の中で「以南地域の人口が以北地域の約一・五倍であって、その上以南の指導者が、先以北に対して連席会議を呼び掛けたにも拘わらず、以南代表から成る以北代表の不指名は何故なのか」との疑問を提起した³⁴⁾。最後にJ. ホッジ中将は、以北側が以南の政治指導者と主要な政党や社会団体の代表を招く計画は必ず失敗すると予測し、同中将は、その声明を締め括っている。

(3) 南北交渉〔南北連席会議〕の進行過程

金九と金奎植は、以北地域での南北連席会議に参加する方針を決めたが、無条件で以北地域に赴く点に対して、金九は最も積極的な姿勢であって、金奎植は概ね消極的な姿勢であった。四月一四日に、以南地域の著名な一〇八名の文化人が署名した「南北会談支持声明書」が発表される等南北協商への雰囲気が高まると、金九と金奎植の両者は以北行を決心した³⁵⁾。上述の文化人の声明は、単独選挙の実施が、「南・北分断」の永久化と民族紛争に繋

がると予想し、南北統一との至上課題を解決する道とは、唯一南北協商に存在するのみである点を強調している。四月一九日に、W. ディーン軍政長官の冷淡な態度と一部の支持者の熾烈な反対にも拘わらず、金九一行は、その独立問題に対する民族自決権に基づく解決と北緯三八度線の撤廃を強調した上で、以北の平壤に向かって出発した。同月二〇日に、彼等の後を追って民独党の洪命憲、韓独党の趙琬九、嚴恒燮等も出発した。金奎植も二一日に、五項目の条件を携えて以北に出発している。

そこで金奎植の消極的な姿勢は、J. ホッジ中将と軍政当局による干渉、共産主義者による以北地域における熾烈な権力闘争への憂慮、米ソ両国軍の同時的な撤退後における国内の治安維持の問題等々に対する不安に根差したものであると考えられる³⁶⁾。それは、金奎植の率いる「民族自主連盟」での以下のような連席会議の様子からも窺い知る点が可能である。すなわち金奎植は、以北地域の政治体制の、今後の統一政府の影響力を遮断するために、南北連席会議への参加の条件を付けている。だがその「参加条件」は、以南側も或る程度譲歩した構想である、との点を示唆する必要性が存在した。四月一四日に、民族自主連盟の会合での長時間の討論の末に、金奎植がその連席会議への参加条件として、概ね以下の五項目を提示している。それは、「民族自主連盟」の、言わば「南北協商五原則」である。

それは、①如何なる形態の独裁体制をも排撃し、真正なる民主主義国家の樹立、②独占資本主義の経済制度の排撃、私有財産制度を承認する国家体制の樹立、③総選挙を通しての自主的な統一政府の樹立、④外国への軍事基地の不提供、⑤米ソ両国の占領当局の、同時的な全面撤退とその撤退条件・方法及び撤退日の決定と公布³⁷⁾である。金奎植の「南北協商五原則」の目的は、米ソ両国軍の同時の全面的な撤退後に、国連の治安維持下で以南・以北地域の全域における総選挙を実施し、自主的な統一政府を樹立する、との構想に存在する。南北会議は、「南北代表者連席会議」、「南北指導者協議会」、又金九・金奎植・金日成・金料奉による四者会談等で構成されている。「南北政党・社会团体代表者連席会議」は、一九日の予備会談、一九日、二一～二

三日の本会談の進行後、五日目の二六日に決議案を採択した。一九日の予備会談は、以南の右派代表の未到着の時点で、以北代表と「民戦」傘下の以南の左派・中間派の参加のみで行なわれている。

第一次連席会議は、四月一九日に以南・以北地域の領域の一六政党と四〇団体から六九一五人の代表が参加した中で、以北側の政治指導者である金日成の開幕演説と共に開催された。翌二〇日の第二次・第三次の連席会議では、「討論不在」の中で進行される点が明らかとなる。その連席会議に参加した政党及び社会諸団体は、金料奉が委員長を勤める計画委員会に各々の陳述書を提出した。だがその南北会議は、共産国家で普遍化されている統制会議として共産主義者に一方的に仕切られ、以南側の各代表の立場は、「既に全てが決定された結婚式に参席した御客」³⁸⁾の格好になった。従って、その南北会議は以南・以北地域の代表者間の連席会議としての意味を全く喪失していた。更に同日の晩餐会での金奎植の演説は、その内容が歪められた後に、以北側のラジオを通じてその一部が放送されている。

その南北会議の開催前の予備会談では、金日成が「南北代表者連席会議」の「四大原則」を提示し、それを根拠に本会議の報告文・会議の手順が討議された。彼が提示した「四大原則」の概要は、①以南・以北地域の全域から「国臨委」を追放し、国連総会及び小総会の決定を無効とする、②韓国〔朝鮮〕の国土を両断し、民族分裂を図る以南地域の単独選挙・単独政府の樹立に反対する、③米ソ両国軍は、即時に同時撤退する、④米ソ両国軍が全面撤退した後、一般民衆の自主性に基づく一般・平等・直接・秘密投票による南北統一政府を樹立する³⁹⁾等々となっている。同予備会談に次ぎ、「南北代表者連席会議」の本会議は、一九日午後四六の団体代表者五四五名〔開会后六九五名に増加〕の参加の下で開催された。同会議では、主席及び代表者審査委員会・書記部の担当者等々が選出された。そして金日成の司会の下で、韓国〔朝鮮〕の政治状況に関する情勢報告も行なわれている。

本会議の三日目の四月二二日に、金九・金奎植等々の以南地域の民主陣営の代表者が以北の平壤に到着し、連席会議に参加した。当日金日成の提案で、

彼自身を含む金九・趙琬九・洪命憲は主席団に補充された。それについて金九は、「祖国がなければ民族も有り得ず、民族がなければ如何なる政党、如何なる主義、如何なる団体が存在し得るのか」、「現段階での民族最大の課業は、統一独立を勝ち取る点である」と語っている。彼は更に、「目下の自主的な統一独立のための最大の障害は、以南地域の単独選挙の実施・単独政府の樹立路線である」、従って、「現状下で我々は、共同の闘争目標を自主的な単独政府の樹立の粉碎に置くべき」⁴⁰⁾との演説を行なった。更にその協議会は、自主的な統一政府の樹立案を作成した後に、三〇日に共同声明を発表した。その要旨は、概ね以下のような内容となっている。

「①現在の政情下で、自主独立の問題を解決する唯一の方法は、両国軍の即時撤退のみである。②以南・以北の政治指導者は、両国軍の同時撤退後に、如何なる内紛も引き起こさぬ点を誓約する。そして一般民衆の念願である統一に反する如何なる無秩序状態にも陥らぬよう努力する。③両国軍の即時の撤退後、全韓国〔朝鮮〕政治会議を開催し、全ての階級と社会諸集団を代表する民主政府を即時に樹立する。更にそれに際して、普通、直接、平等、秘密投票によって統一的な立法議員を選出する。その過程を経て選出された立法議員〔立法機関〕は、憲法を制定し、統一政府を樹立する。④本声明書への署名の各政党、社会団体は、単独選挙の結果を承認せず、更にその過程を経た単独政府の不支持を確認する。」⁴¹⁾

上記のような共同声明の内容は、米ソ両国軍の即時の全面的な同時撤退、②以北・以南地域の両側への相互的な侵攻〔可能性〕に対する憂慮の完全な払拭、③以南・以北地域の全域における総選挙による統一国家の樹立、④以南地域のみ単独選挙の実施への絶対的な反対と、その単独選挙に基づく単独政府の樹立に対する絶対反対等に要約される。上記のような共同声明の作成に当たって、最も難航した点は、米ソ両国軍の同時的に全面撤退する点に関する条項である。その議論で紛糾したのは、以北側と左派勢力がアメリカ側を「帝国主義」、との過激な言葉で非難した点をめぐってである。その表現に対して、金九等の以南地域の参加者が、米ソ両国への「対等原則」を強

調すると、両側に全面对立が生じ始めたのである。

言い換えれば、共同声明①項は、アメリカを名指して「帝国主義」と非難した以北地域の「朝鮮の政治情勢についての決定書」又は「全朝鮮の同胞に告げる」案等と違って、以南地域の一部の右派勢力を代表する参加者の諸要求を取り入れ、アメリカ側に正当な提議の受け入れを促す内容となっている。更に以北側の草案にあった以北地域の民主改革〔例えば農地改革〕に関する評価〔賛美〕をめぐる文言も、以南側の代表等の要求で削除されている⁴²⁾。②項は、以南・以北地域の両域間の内戦防止の対策に関する確認である。③項は、全国的な規模の総選挙による憲法制定と自主的な統一国家の樹立の主張である。当時の以北側は、憲法草案を用意したが、同条項はその憲法草案の否認を意味している。④項は以南地域の単独選挙・単独政府の樹立への反対と否認に関する条項である。その条項は、以南地域の単独選挙の後に誕生する政府への「不承認」を規定している。

以上の点で見れば、南北連席会談に参加した南北の代表者は、五回に亙る議論を重ねた結果、両者の間に多くの点に関して共通理解が形成されたと考えられる。以南及び以北の政党・社会团体連席会議の公式的な結果は、①「朝鮮の政治情勢についての決定書」、②「全朝鮮の同胞に告げる」、③「ソヴェト連邦共和国とアメリカ合衆国政府へ送る全朝鮮政党・社会团体の連席会議の要請書」の三文書に纏められた。それは「①韓国の政治状況に関する連席会議の決定、②三千万同胞に送るメッセージ、③アメリカとソヴェトに送るメッセージ、となっている。その決議文は、単独選挙に抗議し、アメリカ側と「国臨委」とを非難すると共に、米ソ両国軍の即時撤収を要求した⁴³⁾。その後金九・金奎植の両者は、決議文には直接に署名せず、彼等の政党秘書に署名させている。四月三〇日に三三人の以南・以北地域の政党・社会团体の代表が署名した「共同声明文」が発表されている。

上記の諸文書は、金日成、朴憲永、白南雲等の以南・以北の政治情勢の報告と討論に基づき、「草案作成委員会」が作成し、本会議で採択された。その三文書の中で、①の決定書に基づいて作成された②の文書は、特に単独選挙・

単独政府の樹立派への反対論調が強かった。同文書は、「植民地奴隷の新たな足枷で我が民族の縛り付けを画策する米帝国主義を排撃せよ！米帝国主義の走狗であり忠僕として祖国を売り叩く民族反逆者を打倒せよ！」と謳って、アメリカを帝国主義、李承晩等の単独政府の樹立を画策する勢力を「米帝国主義者の走狗」・「民族反逆者」と決め付けて激烈に非難した。だが、文書作成に当たって、草案作成委員達はその所属した団体名〔韓独党〕で同文書に署名を行なった⁴⁴⁾。同決定書の中で以南の政治指導者を非難する内容が含まれる点が伝わると、金九はそれに不快感を示している。

金九は、李承晩と彼等を支持する、以北地域を除く、以南地域のみにおける単独政府の「樹立論者」に対して、「アメリカ側の走狗、民族反逆者」等と決め付ける点と、その過激な言葉での言語暴力的な非難による、李承晩と一部の右派からの反発とを非常に気にした。それを反省する形での金九の政治的な考慮は、直ちに以北側に伝えられ、その「四者会談」では、それを調整する方向へと進められた。尚「南北連席会議」の会合の間に、金九、金奎植、金日成、金科奉等の四者会談も行なわれた。以南側は、①以南地域への電力供給の継続、②延白水利組合の水源地開放、③曹萬植〔当時以北の右派の政治指導者〕の以南地域へと移住許可等々を要請した⁴⁵⁾。①項と②項に関しては、一応合意が達成されたが、③項に関しては、同時点で合意が達成されずに終わっている。更に共同声明の発表後二週間も経たぬ内に、以北地域から以南地域への送電が突如に中断された。それは、以南地域の単独選挙の実施に反発して以北・ソヴェト両側が行なった対抗措置の結果である。

従って、後の政治的な状況で判るように、以南側の要求は、何一つ実現されずにいるにも拘わらず、金九と金奎植は、その会談を「民族自決原則」に基づく合意による成功である、と語った。だが一部の右派と軍政当局は、以南・以北の両地域の直接的な政治交渉は、以南地域の単独選挙を準備している以南地域を混乱に陥れるための共産主義者の策略である⁴⁶⁾と非難した。その会談は、国連と一般民衆の注目を集める中で、以南地域での一般民衆の熱烈な支持と単独選挙への積極的な選挙準備と政治工作を進めた。軍政当局

は国民選挙委員会を設置し、三月一〇に、それを支持する右派によって「選挙促進委員会」が組織され、単独選挙への大々的な参加運動が展開された。更に単独選挙への参加が次第に本格化し、立候補者が続々と出馬して選挙熱気を帯びる中で、南北交渉派が彼等の主張を一般民衆に伝え、その関心を引き付ける戦略は、既に遅きに失したのである。

五月五日に、金九と金奎植等は、南北政治会談を終え、同日に以北の平壤から以南のソウルに帰還した。彼等両者は翌日の六日に、①南北会談では、自主・民主統一の原則に基づく韓国〔朝鮮〕の再建のために、以南地域のみ単独選挙の実施、単独政府の樹立に反対し、米ソ両国軍の同時的な全面撤退を要求する点で合意が成立している。②以北当局も、〔以北のみの〕単独政府の不樹立を約束している。③国際的な協力の問題は、外国との協議によって解決する。④我々は、以南と以北の両側の政治的な一致団結が可能である、との点の確認のみでなく、今回の南北会談を通して我が民族は、我々の問題を自ら解決するための協力が可能、との証明が出来ている。⑤以北当局は、以南地域への電力供給を中断せず、更に以南への水源地の開放に同意した。⑥以南側への曹萬植の同行との我々の希望に対して以北当局は、後にそれへの配慮を約束した⁴⁷⁾との共同声明文を発表している。

(4) アメリカ軍政当局と一部の右派との提携

五月三日に、J. ホッジ中將は、「南北連席会議」に参加した諸政党や社会諸団体への非難声明を発表した。彼は南北会議への参加団体に対して、「①ソヴェト側の後援を受ける政党、又は全面承認を受ける以北の政党、②暴動・殺人・放火・罷業を指令又は遂行して来た『民戦』傘下の以南の諸政党、③共産党の操縦下にある政党、④金九・金奎植に代表される民族主義者」と決め付け、各々非難を浴びせた。軍政当局は、南北連席会議の決議文中の「全ての手段と方法を用いて五・一〇選挙を粉碎せよ」、との文言を口実に、「民戦」傘下の政党や「共産党と深く関係する政党」の関係者を、殺人・放火教唆予備罪で逮捕した。だが金九・金奎植には、「同会談での唯一例外は二人の

参加であるが、今迄両者を尊敬して来た同志等は、自分達の政治指導者が愛国的ではあるが、非共産主義者を引き込む謀略に陥った事実を悔やんでいる⁴⁸⁾と述べ、直接的な批判を控えている。

軍政当局は、「金九・金奎植の両者が、共産主義勢力の政治的な謀略」に陥ったと警告すると同時に、彼等の以南地域の単独選挙への参加を勧めた。五月六日に、J. ホッジ中将の政治顧問であるH. ノーブル (H.Noble)は、彼等の両者を各々訪問して、以南の単独選挙への参加を説得した。「国臨委」の中国代表の劉馭萬等も、金九・金奎植の両者を各々訪問し、その参加への説得に当たった。軍政当局は、「両者が表面的に『統一朝鮮』を唱えて南北連席会議を提案し、平壤会談を受け入れた実質的な理由は、彼等への一般民衆の支持基盤が弱く、単独選挙による当選さえ不透明であるために、競技〔総選挙〕の開始を願わずにいるためである」⁴⁹⁾と認識した。その上で、彼等の両者の南北連席会議への参加が、彼等の政治的な敗北に起因すると推察した。だが軍政当局は、専ら自国の利益のみを優先する故に、彼等の両者の民族主義的な諸努力には殆ど理解を示さずに、「解放政局」の政治状況を彼等に有利に用いるよう画策したためと解釈すべきである、と考えられる。

軍政当局と国連及び「国臨委」との関心は、金九及び金奎植の両者の内に金奎植に集中した。何故かと言えば、金奎植は、以前に「左右合作運動」を展開した際に軍政当局に協力し、南北会議でも消極的な姿勢に留まっていたためである。だが彼も、アメリカ側が以南地域のみ単独選挙の実施と、単独政府の樹立のための政策や韓国[朝鮮]での接近が可能な地域〔以南地域〕での単独選挙の実施を可決した国連の決定に対して、明確な反対の意思を強力に表明した。彼等の両者は、以北の平壤から以南のソウルに帰還した後に、共同声明を発表した。その中で、「南北会議」で、国際的な協調及びその他の幾つかの問題に、我々の従来の主張の、その貫徹が出来ずに終わった点は遺憾である⁵⁰⁾と述べ、連席会議が持っている限界を率直に認めた。南北会議での以南側の参加者の姿勢は、以北主導で消極的になる。従って、南北会議の結果である決定書・檄文等々の合意は、右派・中間派と左派の合作でなく、

以北側の一方的な決定の性格が強かったのである。

だが、上述のような「南北連席会議」の政治的な限界を指摘しつつも、彼等の両者は、以南・以北地域の両域の政治指導者による「共同声明書」には満足感を示した、と言われる。彼等の両者は、以南・以北地域の政治指導者の主義・主張や党派を超えた「民族団結」とそれを通しての「独立運動の新発展」⁵¹⁾である、と規定した。一九四八年の「南北連席会議」は、様々な側面での限界を持っている。だが、当時の国内における内在的な要因と外在的な要因と重なり合って、その「民族分断」が迫って来る、との緊迫した政治的な状況の中で、外部諸勢力による「民族分断」の動きに反対して民族の自主性の具現を試みた点、更に思想と理念的な面での顕著な差異が存在するにも拘わらず、その差異点の克服に尽力し、「南・北分断」の平和的な解決を強力に模索した彼等の試み等は、「先駆的な」政治行動である、との点で高く評価するのも可能となる。又彼等の先駆的な行動は、南北和解の出発点となる一九七二年の「南北共同声明」や二〇〇〇年に当時の大統領の北朝鮮訪問にも繋がる民族的且つ歴史的な意義を持っている、と考えられる。

注

- 1) 『東亜日報』、一九四八年 一月八日付。以南地域のみにおける単独政府の樹立への李承晩と韓民党との主張は、「国臨委」の入北がソヴェト・以北側によって拒否された時に、最も明らかに現されている。
- 2) McCune, G.M., (eds.), *op. cit.*, pp. 89-92.
- 3) *Interim Activities*, January, 1948, p. 189.
- 4) *USAFIK, South Korean Interim Government Activities*, December 1947, p. 161.
- 5) *Ibid.*, December, 1947, p. 161.
- 6) *Ibid.*, p. 161.

- 7) 韓 泰寿、『韓国政党史』（ソウル：図書出版新太陽社 一九六一年）九九～一〇四頁参照。
- 8) 金 明涉、前掲論文 一二九頁。
- 9) *U. N. Document, A/AC. 19/SC. 2/PV. 8.*
- 10) 馬 韓、『韓国政治ノ総批判』（ソウル：韓国政治研究院 一九五一年）三五～四〇頁。
- 11) *U. N. Document, A/AC. 10/SC. 2/PV. 8.*
- 12) Soon-Sung Cho, *op. cit.*, p. 196.
- 13) 『朝鮮日報』 一九四八年 四月一日付。
- 14) 同上新聞 二月一二日付。
- 15) 同上新聞 二月一四日付。
- 16) 申 昌均、『松岩申昌均回顧録』（ソウル：図書出版ヘネム社 一九九七年）一〇三～一〇七頁。
- 17) *Interim Activities, No. 30*(March, 1948), p. 153.
- 18) 『東亜日報』、一九四八年三月二六日付。以北側は、金日成を始めとする以北の政治団体代表者九人の連署で、以南の指導者を招待する公式の書簡を、韓国独立党、民主自主同盟、南朝鮮労働党等、単独選挙に反対する以南の全政治社会諸団体と金奎植に送っている。彼等は、韓国[朝鮮]人が自ら問題を解決するために両国軍の撤退が至急の問題である点を強調した。以南側は、彼等個人的な身辺安全のみを要求し、その招待を受け入れている。*Interim Activities, No. 30* (March, 1948), pp. 153-154.
- 19) 金 学俊、前掲論文 九三頁。
- 20) 金 南植、『南労党研究』 三一四頁。
- 21) 宋 南憲、『解放三年史Ⅱ』 五四一～五四二頁。
- 22) 同上書 五四五頁。
- 23) 『東亜日報』 一九四八年四月一日付。
- 24) 同上新聞 四月二日付。

- 25) *G-2 Weekly Summary No. 89*, May 18-25, 1947.
- 26) *G-2 Weekly Summary No. 133*, April 2, 1948; *FRUS (1948)*, Vol. VI, pp. 1162-1163.
- 27) The Acting Secretary of State to the Political Adviser in Korea (Jacobs), April 5, 1948, *FRUS (1948)*, Vol. VI, p. 1171.
- 28) *Ibid.*, pp. 1170-1171.
- 29) 『朝鮮日報』 一九四八年四月二日付。
- 30) 『ソウル新聞』 一九四八年四月七日付。
- 31) The Political Adviser in Korea (Jacobs) to the Secretary of State, April 9, 1948, *FRUS (1948)*, Vol. VI, p. 1177.
- 32) 『東亞日報』 一九四八年五月一日付。
- 33) The Political Adviser in Korea (Jacobs) to the Secretary of State, April 5, 1948, *FRUS (1948)*, Vol. VI, pp. 1169-1170.
- 34) *Ibid.*, April 6, 1948, *FRUS (1948)*, Vol. VI, pp. 1172-1174.
- 35) ハンベク社編集室、『分断資料集』(ソウル：図書出版ハンベク社 一九八九年) 一九六～一九九頁。
- 36) 『東亞日報』 一九四八年四月五日付。
- 37) *G-2 Weekly Summary*, April 16, 1948, p. 163.
- 38) 金 学俊、前掲論文 九三頁。
- 39) 朴 洸 (外) 編、『鎮痛ノ記録：全朝鮮諸政党社会諸団体連席会議文献集』(ソウル：図書出版平和図書 一九四八年) 一二〇頁。
- 40) 同上書 一一七～一一九頁。「南北朝鮮政党・社会団体代表者連席会議」は、四月一九日～二六日間に五回に亘って平壤で開かれている。それとは別に四月二七日～三〇間に「南北朝鮮諸政党・社会団体協議会＝南北政治指導者会談」が開かれている。宋 南憲、『解放三年史Ⅱ』 五六一頁。
- 41) Soon-Sung Cho, *op. cit.*, p. 198.
- 42) 『中央日報』 一九九二年一月二三日付。
- 43) Soon-Sung Cho, *op. cit.*, p. 200.
- 44) 朴 洸 (外) 編、前掲書 一二二頁。

- 45) McCune, G. M., (ed.), *op. cit.*, pp. 146-152.
- 46) 尹 景徹、前掲書 三六頁。
- 47) 『東亜日報』 一九四八年五月七日付。
- 48) The Political Adviser in Korea(Jacobs) to teh Secretary of State, Seoul, May 3, 1948, *FRUS(1948), Vol. VI*, p. 1188. 上記のようなアメリカ軍政当局の認識は、李承晩、韓民党等の単独政府の樹立を望む政治諸勢力の立場と一致している。彼等は、南北連席会議が「共産党の謀略」によるものであると主張し、その会議に参加した金九・金奎植等を「共産党の捕虜」であると非難している。『東亜日報』一九四八年五月七～八日付。
- 49) The Political Adviser in Korea(Jacobs) to the Secretary of State, April 9, 1948, *FRUS(1948), Vol. VI*, pp. 1177-1178.
- 50) 『東亜日報』 一九四八年五月五日付。
- 51) 同上新聞 五月七日付。

6. 五・一〇総選挙と以南の政治諸勢力の対立状況

(1) 総選挙に対する政治諸勢力の対応

前章を念頭に置き、以下では、「南北分断」の最終章を迎える政治過程を見て行こう。その際、先ず以北地域を除く「五・一〇選挙」の実施に関する政治諸派の分布を見てみれば、それは概ね以下の二つの立場に分けられる。すなわち①以南地域のみ単独選挙の実施と単独政府の樹立とを支持し、その選挙と政府の樹立へと積極的な参加を望む政治勢力である。そして②選挙の実施と独政府の樹立とに反対し、それへの拒否闘争を画策する政治諸勢力である。更に後者の以南地域のみ単独選挙の実施と、単独政府の樹立への熾烈な拒否闘争を画策する勢力は、概ね次のような二つの政治勢力で区分する点が可能と考えられる。先ず金九・金奎植等の一部の右派諸勢力である。彼等は、以南と以北地域との直接的な政治交渉に重みを置き、以南地域の単

独選挙に対する合法的且つ消極的な反対運動を展開する政治勢力である。今一つは、朴憲永と南労党等の左派勢力である。彼等は、以南の単独選挙への暴力的な対応と、熾烈な反対デモを伴う政治闘争に重点を置き、単独政府の樹立の阻止を企てる最も過激な闘争勢力である。

上記の「五・一〇選挙」を全面的に支持し、以南地域の単独選挙の実施に積極的に参加した政治勢力は、軍政当局の庇護下で、両者間の対立・協力を繰り返し、最終的に支配勢力として育成され、「反託運動」と反共及び単独政府の樹立路線を堅持して来た李承晩と韓民党とに代表される一部の〔極〕右派勢力である。一九四七年七月一〇日に、独促会は、右派の李承晩の一貫した単独政府の樹立路線を貫徹するために、独促会の組織に依拠した「韓民族代表者会議」を組織した。同組織は、当時迄その「成功」を期待した「ア・ソ共委」や民主議院への政治的な不信から出来上がった政治組織である。その独立問題を国連へと上程〔提訴〕すると共に、国連が主導する以南地域のみ単独選挙の実施が予想されると、同組織は「韓民族代表者会議」を中心とした「選挙対策委員会」を樹立した。更に四月の末迄同委員会は、下部組織の活用を試みると共に、同組織の、以南各地の府、郡、区に至る迄の整備によって実質的な選挙組織を構成している¹⁾。

軍政当局に全面的に協力する右派の韓民党は、同党のその「組織力」と「資金力」とを利用して以南の単独選挙に臨んだ。韓民党は、国連総会におけるアメリカ側の提案を可決した直後の十一月から、既に選挙の準備体制に入っていた。同党の政治部長である張徳秀は、早くも同月には「選挙対策大綱」を作成した²⁾。更に彼は韓民党の選挙戦略を樹立し、単独選挙の実施の際に必要な予算を編成した。同党は、選挙における目標を、概ね二四〇名以上の当選者の獲得に置き、それを戦略的な目標と設定した。その戦略目標を達成するために、韓民党は、各洞・里の単位迄党の組織を確立し、宣伝活動と組織の強化を内容としている。同党は候補者一人当たり一〇〇万ウォン程の資金を選挙費用に計上して総額二億四千万ウォンの選挙資金を計上した³⁾。当時韓民党は、党の機関紙の役割を果たしている東亜日報への広告掲載を通して選

挙運動を展開した。更に同党は、同党系を庇護する警察組織の支援と協力の下で、単独選挙への参加運動を積極的に展開したのである。

他方で、南労党は、その反対闘争を試みる最初の段階で、国連小総会の決議と「国臨委」の入国に反対するデモや、以南地域のみでの単独選挙の実施に抵抗する政治闘争を展開した。だが、以南地域のみでの単独選挙の実施及び単独政府の樹立の政治的な動きが次第に具体化して来ると、それを事前に粉碎する目的で、二・七闘争を展開した。南労党は、それを「二・七救国闘争」と名付けている。二・七闘争では、「①朝鮮の分割侵略計画を実施する「国臨委」に反対する、②南朝鮮単独政府の樹立に反対する、③米ソ両国軍の同時的な全面撤退による朝鮮民主主義政府を樹立する、④国際帝国主義の走狗である、李承晩及び金性洙を打倒せよ、⑤労働者、事務員を保護する労働法と夜会保険制を実施せよ、⑥労働賃金を二倍に引き上げよ、⑦政権を人民委員会に引き渡せ、⑧地主の土地を没収し、無償で農民達に分けよ、⑨朝鮮民主主義人民共和国万歳」⁴⁾との政治スローガンを掲げた。その「二・七闘争」の展開に対して、「民戦」が積極的な支持の声明を行なっている。

その「二・七闘争」を契機に、左派側は、以南地域のみでの単独選挙への熾烈な反対闘争に入った。左派諸勢力は、国連主導下での以南地域での単独選挙の実施のための有権者登録と立候補者の登録が始まると、「五・一〇選挙妨害闘争」と呼ばれる以南地域のみでの単独選挙を阻止するための過激な政治闘争に入った。南労党は、同党と別組織の宣伝先行隊を組織して単独選挙への阻止を担当させた。その別組織の隊員は、四月一日から南労党の各級の単位組織から推薦を受けた後に一定の審査過程を経て選抜された隊員である。同隊員は、党中心の生活を中断させられ、同党との関係を戦略的に断絶させられた。更に同隊は、その後に独自の命令体系に沿って動いた。同隊の目標は、専ら人民大衆の扇動と以南のみでの単独選挙への阻止に存在した。同隊は、警察署・役所等々の主要官公署等の襲撃、交通・通信の麻痺及び選挙要人へのテロ等を行なった。その暴力闘争は、益々武装闘争の様相を呈した⁵⁾。各地方では、同隊と別組織に「白骨隊・人民青年団」等々の小規模の武装隊が

編成され、大々的な武装闘争を展開している。

南北連席会議を通して単独選挙の反対闘争の名分を獲得した、と判断した南労党は、五月に入った後に、南北連席会議で南労党の許憲が提示した「南朝鮮単選反対闘争委員会—以下、「反闘委」と略記する—」を中心に、五・一〇選挙への暴力闘争を本格化した。同党は、五・一〇選挙の妨害工作を二段階に区分した。先ず、第一段階では選挙実施日迄それを阻止し、破壊、破綻させる暴力的な闘争を展開する。更に第二段階では、総選挙の実施後にはその「無効化」のための闘争を続ける、との計画であった⁶⁾。五月五日に、「反闘委」は、単独選挙の実施反対へとその阻止と粉碎を訴える声明を発表した。同月七日に「反闘委」は、五・一〇選挙を破綻させるために、徹底的な反対闘争への突入を指示した。そして「①単独選挙を粉碎し、単独政府の樹立を絶対に拒否せよ、②単独選挙に参加・投票する者は、人民の反逆者である、③単独選挙に参加した売国奴等を断罪せよ」⁷⁾との趣旨が書かれたチラシを配布して一般民衆の選挙拒否運動への参加を呼び掛けた。

だが、その南労党を中心とする左派諸勢力の暴力闘争は、五・一〇総選挙の実施を全面的に阻止させる程の成果を獲得するには至らなかった。以南地域のみ単独選挙を実施する際に、その単独選挙の実施を阻止へと追い込んだ唯一の地域は、済州道である。当時の済州道は、以南地域の単独選挙の実施への暴力的な政治闘争が最も激烈に展開された地域である。更に「民族解放」以降、済州道は、右派の基盤が弱かった地域でもある。済州道での暴力的な左派諸勢力の「反対闘争」は、一九四七年三・一節記念式を契機に左派中心に始まった。本土では、既に一九四六年七月に朴憲永の「新戦術」への転換に伴って「九月総罷業」、「一〇月抗争」等の政治闘争が暴力と化した。だが済州道の場合、一九四七年後、その暴力的な武装闘争が本格化した。翌一九四八年に、「南労党済州道委員会」は、「二・七闘争」を契機に闘争手段として武装部隊の「人民自衛隊」を組織している。

三月三〇日に、「五・一〇選挙」のための選挙人の登録が開始されると、南労党指導部は、四月三日午前を期して以南地域のみでの単独選挙に対する

過激な武装闘争を開始した。「四・三事態」と呼ばれる事件の開始である。その穏健な闘争から武装体制へと転換した南労党は、夜は烽火示威、昼は「雷デモ」を用いて、公共施設等を破壊する暴力戦術を展開し続けた。その武装闘争を鎮圧するために、アメリカの軍隊、国防警備隊、警察隊、右派青年団等々が動員され、徹底的な討伐作戦が展開された。その結果、済州道の五・一〇選挙は、究極的には「破綻」を招いた。その以南のみの単独選挙では投票者が四五八八二名で、投票率は選挙登録者の五二%、全有権者の三五%に過ぎなかった。それでも済州地域の選挙委員会は、以南地域の総選挙の際に、北済州郡の甲区で梁貴珍、同郡乙区で梁秉直が各々当選者⁸⁾と発表した。その後、その北済州郡の選挙結果に鑑み、済州道選挙委員会は、軍政当局に対して彼等への当選無効を宣言し、その再選挙の実施を建議している。

上記のように、以南地域のみの単独選挙を実施する過程で、暴力的な不祥事が生起し、物議を醸し出す事態に発展すると、その事態を解決するための選挙委員会からの建議を直ちに受け入れる形で、W. ディーン軍政長官は、五月二四日に北済州郡の二選挙区における選挙の結果に対して、その選挙の無効を決定した。軍政当局は、六月一〇日に「行政命令第二二号」を用いて同選挙区における選挙の無期延期を宣言した⁹⁾。更に二つの選挙区に対しては、一年後の再選挙の実施を決定した。それは、左派諸勢力による以南の単独選挙を妨害するための反対闘争が功を奏した点を意味している。南労党は、「五・一〇選挙への反対闘争」を主導する政治過程でも暴力的な武装闘争の選択も躊躇しなかった。それは、以南地域のみの単独選挙によって単独政府の樹立となれば、南労党の政治的な活動が非常に危くなるとの危機感に迫られたためである。五・一〇選挙が終了した後も、左派勢力の暴力を伴う武装闘争は以南の全域で続き、それを継続する中で、最終的には一九五〇年の「朝鮮戦争」の勃発を迎える迄に続けられる状況となる。

(2) 五・一〇選挙の結果と「南・北分断」体制の成立

五・一〇選挙では、アメリカ側と右派諸勢力の期待と違って無所属が多く

の当選者を出している。それと関連して、金雲泰は、当時の諸政党が選挙上での初歩的な段階に留まっている点、更に政党制度の運営が制度化されて来なかった点と、政党への一般民衆の不信感との二点が、その理由として存在するとの確に指摘している¹⁰⁾。同選挙で韓民党は党の組織、選挙資金のみではなく、軍政下の官僚組織との緊密な関係等々を利用して有力な政治勢力になる点が期待された。だが韓民党は、同選挙における過半数の確保、との目標の達成に失敗した。その結果を根拠に韓民党内でも、党副委員長の白南薫、事務局長の咸尚勲等々、同党の同幹部が落選した点で考えると、反託闘争と単独政府の樹立への貢献度に比べれば、明らかに低調な結果に留まった¹¹⁾と分析している。韓民党に対する一般選挙民の支持の低さは、当時一般民衆の軍政当局への低い信任度を露呈している。だが、韓民党系の無所属議員を含めると、その議席数は少なくなかったのである。

国会の選挙委員会の集計結果の発表によれば、無所属を含む韓民党系の議席数は、七六議席、独促系は六一議席で、李承晩・韓民党系等が、独促系の議席数を上回っている。その選挙への参加を拒否した韓独党系又は中間派の一部は、推薦制を利用して無所属で選挙に立候補した。無所属の当選議員の内、韓独党又はそれに同調する中間派は約三〇議席になると分析する見解も存在している。だが、軍政当局の報告書では、金奎植系と左派諸勢力の議員数を合わせると約一〇議席になる¹²⁾と記録されている。国連の監視の下で、軍政当局が主導する形で強行された五・一〇選挙は、左派勢力とその他の多くの政治勢力が単独選挙への参加を拒否した政治状況の中で実施されたものである。その上、同選挙では立候補した数多くの韓民党の幹部等が落選した点や、最初の段階から無所属としての立候補を強要された点が問題となった。その事実、軍政当局と同様に、単独政府の樹立を望む右派の単独政府への構想に対して、一般民衆が厳く評価した点を示している。

だが、中間派と左派諸勢力の以南地域のみ単独選挙への不参加や拒否運動の呼び掛けは、最終的に選挙の無効迄には至っておらず、逆に単独選挙に参加した李承晩と彼を支持する右派諸勢力に対して、その政権獲得の機会を

提供する政治状況となる。以南地域のみを単独選挙に際して、国内の左派諸勢力による熾烈な「武力闘争」が行なわれる、との政治的に不安定な事情が存在するにも拘わらず、「国臨委」は「五・一〇選挙が、以南地域のみで施行されたが、その選挙の過程の中で、同地域内での幾つかの政党及び社会諸団体の反対が存在した、との点が認められる。だが同選挙は、統一政府の樹立のための一般民衆の意思を表明した選挙である」¹³⁾と評価している。「国臨委」は、その以南のみを単独選挙の実施における投票過程上の合法性や有効性を認めている。それは、以南地域のみを単独選挙の実施を堅持した李承晩と彼を支持する韓民党、更に軍政当局の単独政府の樹立を望む右派を中核とする連合勢力の、左派勢力や単独選挙への不参加を表明した政治勢力への勝利を、国際機関が認めたとの点を意味している。

以南地域のみにおける単独選挙を実施したその翌日である五月一日に、極東局長は、國務長官宛てにJ. ホッジ中将を本国へ転勤させると同時に、新たな駐韓[朝]アメリカ軍司令官にJ. クールター (J.B.Coulter)陸軍少将の任命を建議した。当時國務省は、J. ホッジ中将と李承晩の間の対立関係のみではなく、両者間の人間的な葛藤をも既に把握し、その対応に乗り出している。そこで極東局長の覚書では、同中将の転勤時期に関して言及し、「J. ホッジ中将は五・一〇選挙の終了後も、一定の期間勤めて頂く点を望む。その後、J. ホッジ中将の本国への転勤が李承晩に対する配慮として調整された、との印象を与えずに、李承晩が以南地域における政治権力を掌握する直前に、その政権移譲が行なわれる形が最も望まれる」¹⁴⁾と記されている。すなわち、J. ホッジ中将の本国への電撃的な転勤の試みは、韓国[朝鮮]における新政府の政治権力の実行者として登場する右派の李承晩への「政治的な配慮」から考え出されたと考えられる。

韓国史上初の歴史的な制憲国会は、一九四八年五月三日に召集された。同国会は、その開院を宣布した後に直ちに李承晩を議長に選出した。同日に同国会の開院式における開会の辞の中で、李承晩は、「今日我々は、大韓民国第一回の国会を開会するために集まった。今日に至る迄には、①神の恩恵、②

愛国先烈の犠牲的な血戦の功績、③我々の友邦国家、特にアメリカ側及び国連の援助があった点に深く感謝する次第である」¹⁵⁾と演説し、アメリカと国連への感謝の意を述べている。その演説の中での、「神の恩恵」云々の行は彼の宗教〔キリスト教〕的な立場を示している。同演説には、米ソ両国間の対立を利用してアメリカと国連に分断国家としてのその独立を保障させる点への期待が込められている。更に一旦国連とアメリカの協力によって独立国家として韓国樹立が先決であるとし、その後存在条件の保証と維持との大国の仕組みへの期待でもあると主張した。それは、概ね李承晩自身の「持論」の外交独立論の主張に沿った内容となっている。

さて、米軍司令官は新生国会に宛てた手紙の中で、以下のような内容の提案を行なっている。すなわち、①将来正式に選ばれる筈の以北地域の代議員〔国会議員〕のために、一〇〇の議席を用意して置く、との政治構想を早急に決議し、統一への道を残して置く、②新生国会は、早急に「国臨委」との連絡委員会を設置する、③制憲国会は、新たな憲法を採択するに当たって一般民衆の要求と意向に合致する政府形態の選択に細心な注意を払う点である¹⁶⁾。だが李承晩は、単独政府の樹立のために、憲法草案委員会委員と共に制定作業に直ちに着手した。それによって、韓国の新憲法は七月一二日に採択され、二〇日に李承晩が新生政府の初代大統領に選任された。そして二四日には、その就任式が行なわれると、李承晩は、早くも八月初旬に組閣に着手した。アメリカ軍側は、一五日に新政府への権限移譲の計画を立てたために、新生国会によるその日程に合わせての作業を余儀なくされる。

それ以前の六月二〇日に、J. ホッジ中將は、本国国務長官宛てに「国臨委」の監視活動やその政治的な任務等に対する詳細な報告を行なっている。その報告書の中で、J. ホッジ中將は「『国臨委』が、新たに構成された韓国の国民議会 (The National Assembly) に対して直ぐに承認を与えると考えられるものの、今回の五・一〇選挙の有効性に関する公式的な見解や一九四七年一月一四日の国連決議文を実行するの可否かに対して曖昧な態度を取り続けている」¹⁷⁾と述べている。従って、そのような政治状況の中で「国臨委」

や国連の政治的な姿勢如何に拘わらず、韓国〔朝鮮〕に新政府の組織作業が終了した後、アメリカ政府は、「正統性を有する事実上の合法政府としての承認」を先ず新政府に与える点が重要であると建議した。それと同時に、以前の李承晩との対立的な政治姿勢から一転して J. ホッジ中将は、「最初の一定の期間は、新生政府を見守るべき」である¹⁸⁾、点を提案し、李承晩に対して非常に「友好的な態度」と丁寧な姿勢を示している。

アメリカ側の韓国政府に対する権限移譲と関わって、自国の軍隊を撤退する時期問題に関しては、アメリカ国内の各部署間で、又本国と現地〔ソウル〕の軍政当局の間に、政治的な見解の相異が存在している。六月二三日に、G. マーシャル長官は、「韓国〔朝鮮〕に関するアメリカ政府の立場」に関する決定（NSC/18）に基づき、一九四八年末迄にアメリカ軍の全面的な撤退を完了する。その全面的な撤退を実現させるために、アメリカ側は最善の努力を尽くしているが、自国軍隊の全面的な撤退の計画を遂行するに当たって陸軍省が「十分な融通性」を発揮するよう K. ロイヤル(K.C.Royal)陸軍長官に要請した。同長官からの要請は、軍隊の全面的な撤退が韓国〔朝鮮〕に与える波及効果を懸念する¹⁹⁾ 点を意味している。だが陸軍長官は、当時の以南地域の政治状況が NSC/18 の予想通りの展開を見せる点に触発され、八月一五日からアメリカ軍の中の戦術部隊の全面的な撤退を開始する、との陸軍省の計画への G. マーシャル国務長官の同意を要請している²⁰⁾。

上記の陸軍省からの要請にも拘わらず、現地〔ソウル〕の軍司令部の見解とは、それと異なっている。J. ホッジ中将と政治顧問達は、国連総会がその独立問題について最終的な決定を下す迄、アメリカ軍の早期の全面的な撤退の一時的な延期が望まれると建議した。加えて、彼は軍隊の撤退時期は、九月一五日からの開始が最も望まれると主張した。更に早期の全面的な「撤退の時期に細心の注意を払わなければ、撤退時期を何日か早めて結果的に以南地域がソヴェトの支配下に入れば、アメリカ側が共産主義化を防ぐために費やした過去三年間の政治的な諸努力と数百万ドルの投資が事実上無駄になる」²¹⁾ と本国に警告を発している。国務省は、両者の見解に同意し、陸軍省

に早期の全面的な撤退への再考を要請した。陸軍省は、撤退開始を九月一五日迄の延期に同意した。従って、軍隊の撤退は同日から始めて一九四九年六月末迄完了する計画になっていた。アメリカ軍の撤退後は、約五〇〇名の米軍事顧問団の以南地域の残留を決定している²²⁾。

さて、以南地域における総選挙が終了した後に、金九及び金奎植の政治的な態度に変化が起こったのか否かとの問題は、その後の以南・以北両地域の将来を展望する上で重要な問題である。と言うのも、彼等の両者の政治的な態度の変化が当時の政治的な状況に多大な影響を及ぼし得るためであった。五・一〇選挙以後も、彼等の両者は南北会議の「共同声明」の基調をそのまま維持した。軍政当局と「国臨委」要員は、上記両者の意思確認のために延べ四回²³⁾に亘って彼等を訪問して意見交換を行なった。両者は「国臨委」要員との接触で、「韓国〔朝鮮〕代表の不参加の下で決定された国際的な協議は無効」である、両国軍の全面的な撤退の実行等を唱える主張を繰り返した。軍政当局の顧問達は、両者に単独政府の樹立への反対運動を合法レベルに留めて共産主義との連携を慎む点を勧告した。両者はその要求の受け入れを決定した。その点は、彼等の両者が共に「暴力的な政治闘争」を伴う共産勢力と一線を画すとの政治的な意図が、その背景となっている。

一方で、政界の一部は、新生政府の安定化のために、李承晩・金九・金奎植の協力関係を推進した。その政治的な動きに便乗する形で、金九の率いる韓独党の内部での一部勢力は、新政府への参加問題をめぐって分派勢力を形成した。彼等一部の分派勢力が、李承晩と連携を主張する間に、金九はその分派行動に非常に失望し、一時に政界の引退を真剣に考えたと言われる。何故かと言えば、それは金九が、「現実政府」へと参加するために、今迄の南北協商を通して統一政府の樹立を目指して来た政治路線を保留せざるを得なくなるためである。金九の政界引退への心境は、「公州の麻谷寺での静養」との政治行動として現わされる²⁴⁾。韓独党内で新生政府への参加・不参加の問題をめぐって意見の調整が困難を極めた時も、金九は南北和解路線を貫いた。金九休養を政界引退を暗示するものと受け止めた韓独党員等の反対によって、

金九の休養は中止となる。だが金九は、依然として新生政府への不参加と、自主的な統一政府への構想を捨て切れずにいた。

五月末以降に、金九と金奎植は、統一運動を推進するために、新たな政治機構の設置を模索した。その試みの結果、韓独党と「民族自主同盟」の代表の連席会議で具体化される形で「統一独立運動協議会」が発足した。その政治的な動きの中で、彼等の両者は韓国[朝鮮]の「統一がなければ独立も不在」であるとの声明を発表した。同声明は、「統一のために民族が団結し、一方で国際的な協調を獲得する」との形で要約が可能である。金九・金奎植の両者の主張は、民族団結を主張するとの点で単独政府の推進派と、国際協調を要請する点で左派諸勢力と各々異なっている²⁵⁾。結局の所、以南地域のみ単独選挙の実施後における新生議会を中心とする政府樹立の動きと並行して推進された彼等両者の「統一独立運動」は、右派の李承晩及び韓民党との対立を避けては通れなかったのである。金九は、李承晩が路線を変更すれば、政治的な連合も有り得ると述べた。その後金九と金奎植の両者が独自の政治路線を表明すると、右派の李承晩・韓民党は、それを共産勢力との連携で仕掛ける我々への妨害工作である²⁶⁾と非難している。

その批判は、「統一独立運動協議会」の内にも影響を及ぼし、彼等の両者は内部組織からの極力な反発を受けると、新たな政治組織である「統一独立促進会」を結成するに至っている。七月二日に、ソウルの朝鮮錬武館で同組織の結成大会を行なった。同政治組織の支持基盤は、韓独党と民族自主連盟の傘下の一四政党となっている。同組織の人的な構成では左派諸勢力の排除が目立っている²⁷⁾。それは、アメリカ側や李承晩及び韓民党から、同組織が以北地域と連携しているとの批判を意識したためである。その後の両者は、以北地域から成る要請にも消極的になる。六月一〇日に、金日成・金科奉は、「第二回南北指導者会議」の、以北の海州での開催を両者に提案した。以北側からの提案に二三日付の返答の中で、金奎植は自分達の以北行きが「大変困難な状況」となっていると説明した。又彼は以北地域の政治指導者の以南行きを要請した。それと共に、彼はソウルでの会談の開催を提案した。その

際に、以北側も一〇〇名の国会議員を選出して以南地域へ送れば、統一政府の構成も可能²⁸⁾であるとの政治構想も、彼は付け加えている。

六月二九日から七月五日迄に、以北地域の海州では第二回目の「南北連席会議」が開催された。以北側は、第一回目の「南北連席会議」に参加した全ての政党及び社会団体が第二回目も参加した。以南側では、第一回よりも人的に左派の構成が増えるのと反比例して、右派が減少した。第二回の南北会談では、二九日に予備会談、七月二日から五日迄本会談が行なわれた。その予備会談では、金九・金奎植の不参加に対する意見が交わされた。第二回の南北会談では、金日成〔以北〕、朴憲永〔以南・左派〕、洪命熹〔以南・右派〕、李英〔以南・中間派〕等の報告が行なわれ、以南地域のみでの総選挙の実施と祖国統一に関する対策が討論された。その討論の中心は、以南地域の総選挙後の政治情勢に関してであった。最終日の五日に、報告と討論を終えて以北地域の政府樹立と外国軍の全面撤退を含む決定書を採択した。又人民代表者大会で三六〇名の最高人民会議代議員を選出し、以北地域で選出された二一二名と合わせて最高人民会議の代議員を構成している²⁹⁾。

第二回目の南北会議は、以南・以北地域の各々の将来を象徴する出来事となっている。予備会談への金九等の不参加は、後のその会議の展望を示唆している。それは以南の政治的な動向、すなわち一部の右派勢力の金九への批判や、彼の率いる韓独党からの一部の党員の離脱が生起し、南北会議への展望が不明瞭な状況となる。その事態は、以南地域では、右派の李承晩に政治権力が掌握される一方、以北では左派の金日成を中心とし、その権力基盤を確実に固める状況と重なっている。更に金九の以北行きは、同地域の指導者との平行的な政治関係の構築が出来ず、「全てが決定した結婚式に参加した御客」の姿に転落するのである。上述のような状況の中では、金九が政治権力を獲得し、南北統合を図る可能性は、極めて薄弱となる。金九が彼自分の政治生命を掛けて南北の地域統合を臨んだのは、高く評価すべき点である。それと共に、金九の国内外の政治情勢に関する誤った判断は、彼自らの権力獲得の失敗とその権力獲得のための戦略・戦術の失敗をも意味している。

(3) 韓国政府の成立と「南・北分断」体制の固定化

一方で、八月九日には李承晩は、J. ホッジ中将宛てに手紙を送って軍政当局側から政治権力の彼自身への移譲を正式に要請した。同中將はその要請に同意し、一日には、「大韓民国に対する政権移譲及びアメリカ軍の撤退に関する韓国・アメリカ間の協定」が成立した。一日に、同中將は韓国政府の樹立を宣布すると共に軍政当局を廃止する³⁰⁾と発表した。それに先立って一二日に、アメリカ政府は声明を発表し、「新たに樹立される政府は、一九四七年一月一四日の国連総会の決議で記される政府として認定される資格を有する。それがアメリカ政府の見解である」と宣言した。その声明文には在韓米大使資格でのJ. ムチョオ(J.Muccio)の署名が記されている³¹⁾。一九四八年八月一二日に中国政府は、国連総会における「国臨委」からの報告との手続きを残したまま、韓国の新政府に対する仮承認を与えた。フィリピン政府も二三日に、新生政府が「国連総会の決議と承認に基づく「合法政府」として認定されるべき」³²⁾であると述べている。

他方で、以南地域のみを単独選挙である「五・一〇選挙」によって、一九八名の国会議員が選出されると、同議員によって、五月三十一日に韓国歴史上初めての制憲国会が構成され、その開院式が行なわれる運びとなる。韓国政府が益々既成事実と化する中で、以北側は、「人民共和国」の樹立を急ぎ始めた。七月九日から一〇日迄以北人民会議は、「最高人民会議」代議員選挙〔以北地域の総選挙〕を八月二五日に実施する、と宣言した後に、憲法草案を可決した。それに沿って、以北側は最高人民会議の代議員二二名を選出した。それと共に、以南地域の地下選挙で委任を受けた代議員一〇〇二名の名簿を受け取った以北側は、その中から三六〇名の代議員を選出し、合計五七二名で朝鮮最高人民会議を構成している³³⁾。以北地域における最高人民会議は九月一日に、第一回会議を開催し、金日成を首相に選出した。その会議は翌日に、以北地域の臨時委員会の委員から構成された内閣を正式に承認している。

一九四八年九月九日に、以北地域では「朝鮮民主主義人民共和国」＝北朝鮮が樹立されると、ソヴェト側によって直ちにその承認を得ている。同年一

〇月一日に、ソヴェト政府は、以北地域における新生政府への承認を行なっている。その後ソヴェト政府は、一一月一八日にT. スチャコフ中將を、初の在朝ソヴェト大使として任命した。韓国における新生政府が樹立した後、二五日後の九月九日に、以北地域に北朝鮮、との社会主義政府が誕生した。以南・以北地域における各々の政治指導者は先ず単独政府を樹立した。その動きは、各々の占領地域に駐屯している米ソ両国の占領軍が、各々の占領地域から事実上の全面的な同時撤退を行なった後はどのような方法であれ、結局一つに纏まれば、最終的には「一国家・一政府」の樹立が可能である、との意図を含んでいた³⁴⁾。すなわち、以南・以北地域の両域の二つの新政府は、自らが主導する「統一政府」の樹立を各々目指していたのである。

さて、北朝鮮労働党は、南朝鮮労働党を吸収・統合して、新たな名の「朝鮮労働党」を発足させた。金日成は、その両党合併によって結成された同党の議長に就任した。北朝鮮労働党の前議長の金料奉は、最高人民会議幹部会の議長に選出されたが、共産党内の影響力を確実に喪失した。新任副首相の朴憲永は、新たな党の副議長に就任した。その後金日成は、朝鮮共産党の再組織によって共産勢力の不動の指導者に君臨する存在となる。すなわち金日成は、単一命令体系を立てたとの点で、以南地域の左派活動への効果的な指示が可能となるのである。以北側は、以南での共産勢力による罷業、暴動、テロ戦に対する物質的な支援と、韓国政府の転覆活動を次第に強めた³⁵⁾。更に彼等は、三八度線の境界線で挑発を繰り返し、以南への宣伝活動に拍車を掛ける戦術を取る。以北側は、韓国〔朝鮮〕の平和的な統一を放棄し、以南への軍事的な攻勢への準備を着実に整えていたのである。

尚韓国政府は、実質的に以南地域のみを支配しつつも、自らを韓国〔朝鮮〕の唯一の合法政府である点を強調した。従って、一九四八年七月一日に、「国臨委」議長に送る声明書の中で、李承晩は韓国政府こそ、一九四七年一月一四日の国連総会の決議第二号に沿って構成された正統政府である、との点を強力に主張している。更に政府の樹立以前に「南北特別統一委員会」の設立を催促する提案は、韓国〔朝鮮〕の正統政府としての新生政府の主張

に不利な影響を及ぼす点を理由に拒否された³⁶⁾。その後に韓国国会は、以北地域の一般民衆に「国連決議に従って自由な雰囲気での総選挙の実施と、真正な代表の選出、又彼等を国会に送って正式に彼等に割り当てられた議席を埋める点」³⁷⁾を要請した。その提案は現在も発効中であって、韓国政府は同決議に基づき、その提案内容を以南・以北地域の全域を代表する合法政府の権利として主張している。例えば、大韓民国憲法第三条では、憲法上の領土を韓国全域と、その「付属島嶼」と明確に定義している³⁸⁾。

その上「国臨委」は、国連総会に送る最終報告の中で、「韓国政府が平和的な交渉方法での統一の推進が可能な根拠を提供するので」³⁹⁾、以南地域の単独選挙によって樹立された単独政府の主導下における南北統一の達成を提案している。「国臨委」の報告書が最終的に国連総会の公開討論に回付された際に、ソヴェト側は、「国臨委」が不法団体であると決め付け、独立問題を議題から省く姿勢を取り続ける状況となる。だが、国連総会の政治委員会での議論の末、アメリカと中国等は、①国連は、韓国の威信と権威とを国内外的に保障するために、韓国で国連の支援下で行なわれた政治的な事柄〔五・一〇選挙〕に対して、その「合法性」を保障すべきである。②国連は、可能な限り外国軍の早期の全面的な撤退の過程の監視によって、新政府に関して軍事的な占領を終結するよう「国臨委」を存続すべきである。③「国臨委」は、一般民衆に再統一や、経済的な混乱と内乱の脅威とを終息可能になるよう助力すべきである⁴⁰⁾、との草案を提出している。

ソヴェト側は、その提案に対して①「国臨委」の廃止、②韓国[朝鮮]の自主独立国家として再建する新たな手段、③以南選挙の廃棄⁴¹⁾等の内容の草案を提出した。政治委員会の二三六回会議で、アメリカ草案は、賛成四一、反対六、棄権二で採択された。国連総会は、政治委員会の決定を審議した結果、一二月一二日に賛成四八、反対六、棄権一でアメリカ側案を最終的に採択した。国連総会は、韓国の国際法上の地位を公式に承認した。その決議案は、「『国臨委』の監視・諮問が可能であって、多くの一般民衆の居住地域で効果的な統治と司法権を行使可能な政府の樹立」と宣言した。その際にその

政府は、「同地域の有権者の自由意思による有効な表現」である直接選挙に根拠を置く点を明らかにした⁴²⁾。更にそれは、「国臨委」の任務を継承する委員団を設立し、国連加盟国がその新たな委員団に任務遂行が可能となるよう全ての支援と設備の提供を要請している。

その新たな決議案で重要なのは、韓国政府を「国民政府」として明言する点を慎重に避けている点である。その点に関して、国連総会での、政治委員会の立場を明確にするために、J. ダレス長官は、国連総会の「共同決議案の第二項 (A/C.1/426)が、明白な事実のみを言及するために慎重に用語が使用され...〔中略〕それは草案を提案した国々の最も徹底的な考慮であって、更なる慎重な記述条項である」⁴³⁾と説明している。だがJ. ダレスのその説明も、更なる不鮮明な用語を用いるとの点で、その意味が非常に曖昧になっている。すなわち彼の説明は、アメリカ側が韓国を国民政府としては不承認、との解釈も可能となる一方、新生政府が、実質的な韓国の正統政府ではあるものの、以南・以北地域の一域に対する統治権を持っている法律上の国民政府である、との解釈も可能となっている。J. ダレスの、上記のような説明の意味と意図が何であれ、韓国は、現在も韓国〔朝鮮〕半島における唯一の「合法的な政府」である、との現韓国政府の主張を裏付ける法的・政治的な「根拠」として、その「決議案」を解釈している。

一九四八年六月一八日から始まった「ベルリン封鎖」は、東西の両陣営の「冷戦体制」の一層激化の契機となっている。その国際的な政治情勢の中で、開催された第三国連総会は、一二月一二日に、その韓国〔朝鮮〕の独立問題に関する決議に際して、賛成四ヶ国、反対六ヶ国、棄権一ヶ国で以下の決議〔一九五(Ⅲ)〕を採択している。すなわち「第三国連総会は、その独立問題に関する、一九四七年十一月一四日の決議〔一一二(Ⅱ)〕を尊重し、『国臨委』の報告及び中間委員会との協議に関する報告書を審議し、臨時委員会の報告書の中に既述されている困難さのために、上記の「十一月一四日の決議」に定められる目的が未だ完全に達成されずにいるとの事実、及び特に「南・北統一」が未だに成し遂げられずにいる、との事実を念頭に置く⁴⁴⁾と共に、

①臨時委員会の報告の中の結論を承認する、②臨時委員会が観察する、協議が可能な地域で、一般民衆の多くが居住する韓国の部分に、有効な支配と管轄権を及ぼす合法政府〔韓国〕が樹立された点、同政府が前述部分の選挙民の自由意思の表明であって、臨時委員会から観察された総選挙に基づくものである点、並びに同政府が唯一の合法政府である点を宣言する、③占領諸国に対して、その軍隊の速やかな全面的な撤退を勧告する、④臨時委員会の任務を引き継ぎ、決議に定められる韓国政府の状態に留意し、本決議の規定を実施する…〔中略〕(a)(b)(c)〔中略〕(d)外国軍の撤退を観察し、その全面的に撤退する際の撤退事実の確証と、その目的のために、両国の軍事専門家の援助を、委員会が希望する際にはそれを要請する点、⑤⑥⑦⑧〔中略〕⑨国連加盟国その他国に対して、韓国との関係設定に当たって本決議の第二項に記述している事実の考慮を要請する」⁴⁵⁾となっている。

上述のようなその独立問題に関して、国連総会の上記の決議を行なった後、アメリカ側は、自国の軍隊を一九四八年六月二九日迄に以南地域から完全に撤退させ、若干の「軍事顧問団」のみを残存させている。ソヴェト側も、一月二六日迄には、以北地域から自国の軍隊の完全な撤退を行なっている。そしてソヴェト側は、同年一〇一三日に北朝鮮政府を正統政府として承認している。それに対抗してアメリカ側も、一九四九年一月一日に韓国政府を、韓国〔朝鮮〕半島にて唯一の合法政府と承認した後にその基調を維持し、今日に至っている。当時、東西の両陣営が体制的・理念的に対立する世界情勢を反映して、「南・北分断」の固定化が進行し始めた。その傍らで、韓国政府は二月二日に、北朝鮮は二月一〇日に、国連への加盟申請の手続きを行なっている。安保理は、二月一五日に韓国政府からの申請を、国連総会での一議題としての採択を決定している。ソヴェト側は、北朝鮮の政府承認の申請を、国連の一つの議題として採択すべき、との点を提案している。

そのソヴェト側の提案について、六日に採決の結果、賛成二ヶ国、反対八ヶ国、棄権一ヶ国で否決されている。その申請への反対理由は、①国連総会の決議が韓国を合法政府と定めている点、②北朝鮮政府は、現在迄絶えずに

国連に挑戦的な態度を取って来ている点、それ故に北朝鮮が国連の加盟国としての義務を守れるのか否かとの点に重大な疑問が存在している点、③更に北朝鮮の申請を受理すると「南・北分断」の固定化の可能性が存在する点等となっている。それに対して、四月八日に韓国側の国連への加盟問題を審議するに当たって、ソヴェト側はその案件が国連における議題として扱われる点に対して拒否権を行使する中で、同案件に関する採決を行なった結果、賛成九ヶ国、反対二ヶ国で同議題は、直ちに否決されている。その時点で、韓国〔朝鮮〕の「民族解放」から始まった「南・北分断」に向けて、当時の国際的な「冷戦体制」・「冷戦構造」の深化、との外在的な要因と、国内的な左右対立との、内在的な要因とが絶妙に絡み合った結果が、上記のような結論に至って、「南・北分断」の固定化を完結するのである。

注

- 1) 粵南実録編纂委員会編、『粵南実録』（ソウル：図書出版悦和堂 一九七六年）二三四頁。
- 2) 李 敬南、『雪山張徳秀』（ソウル：東亜日報社 一九八一年）三九五頁。
- 3) 沈 池淵、『韓国民主党研究』 三三五～三三七頁。
- 4) 大韓民国大検察庁捜査局編、『左派事件実録』第一巻（ソウル：大検察庁捜査局 一九六五年）三七二頁。
- 5) 南労党は武装闘争と共に、合法的な闘争をも平行して行なった。その代表的な合法闘争は、前述した北朝鮮労働党との「全朝鮮諸政党社会団体代表者連席会議」の開催である。南労党の闘争目標は、単独選挙の実施と、単独政府の樹立の阻止による「北朝鮮」政府の樹立である。二・七闘争の標語にも「単独選挙」への反対と「北朝鮮」政府の樹立の支持の、二つの目標が設定されている。金 南植、『南労党研究Ⅰ』 三〇八頁。

韓国[朝鮮]の「分断体制」とアメリカの国連政策（三・完）

- 6) 金 南植、同上書 三二九頁。その単独選挙に反対する金九を中心とする一部の右派と金奎植を中心とする中間派は、南労党系を中心とする暴力的な反対闘争とは一線を画している。
- 7) 金 千永、『年表韓国現代史』（ソウル：図書出版ハンウリム社 一九八五年）一一〇五～一一〇七頁。
- 8) 『東亜日報』 一九四八日付。
- 9) *USAFIK, G-2, Period Report, May 19, 1948.*
- 10) 金 雲泰（外）編、『韓国現代政治史 2』（ソウル：図書出版成文閣 一九八六年）一九頁。
- 11) 張 龍鶴（外）編、『仁村金性洙伝』五二九頁。
- 12) *G-2 Weekly Summary, No. 141, for the Period 21 May, 1948-28 May, 1948, p. 253.*
- 13) 林 命三訳、『UN 朝鮮委員会報告書—国際小叢書 2—』（国際新聞出版部 一九四八年）一六九頁
- 14) Memorandum by the Director of the Office of Far Eastern Affairs (Butter-worth) to the Secretary of State and the Under Secretary of State (Lovett), Washington, May 11, 1948, *FRUS (1948), Vol. VIII*, pp. 1192-1193.
- 15) 大韓民国公報処、『大統領李承晩談話集』（ソウル：大韓民国公報処 一九五二年）一～三頁。
- 16) U. N. Document, *A/AC. 19/W. 51.*
- 17) Lieutenant General Jhon R. Hodge to the Secretary of State, June 20, 1948, *FRUS (1948), Vol. VI*, pp. 1219-1220.
- 18) Hodge, telegram to CINCFE for Department of the Army, June 16, June 16, 1948, RG 319, Entry 154, box 20, 1948, *FRUS (1948), Vol. VI*, p. 1220.
- 19) The Secretary of State to the Secretary of Army (Royall), June 123, 1948, *FRUS (1948), Vol. VI*, p. 1125.
- 20) The Secretary of The Army (Royll) to the Secretary of State, June 23, *FRUS (1948), Vol. VI*, p. 1126.
- 21) Jacobs, telegram to Marshall, August 14, 1948, RG 59, Confidential File, box

- 215: Memorandum by the Director of the Office of Far Eastern Affairs (Butterworth), August 17, 1948, *FRUS (1948), Vol. VI*, p. 1277.
- 22) Department of State, *A Historical Summary of United States-Korean Relation with Chronology of Important Developments, 1834-1962* (Washington, D. C. :GPO, 1962), pp. 18, 75.
- 23) 『朝鮮日報』 一九四八年五月三日、五月六日付。
- 24) 『ソウル新聞』 一九四八年五月二〇日付。
- 25) 都 珍淳、前掲書 二九六頁。
- 26) 『東亞日報』 一九四八年六月一九日付
- 27) *G-2 Weekly Summary, No. 151*, 1948, August 6.
- 28) *G-2 Weekly Summary*, August 7, 1948.
- 29) 金 南植・桜井 浩、『南北朝鮮労働党の統一樹立闘争』（アジア経済研究所 一九八八年）五八頁。そして以北地域の政治指導者が主導したその南北連席会議では、七月五日に以南地域の国会とその単独政府に対する不承認を表明した。更に全国総選挙一八月二五日に行なわれる予定の一を基礎に「朝鮮最高人民会議」を設立し、以南地域・以北地域の両域の諸代表に構成される「朝鮮中央政府」の樹立を決議した。金奎植と金九の両者は、以南地域の二五の政治諸団体と同様に、その一方的な決議に全面的な反対を表明した。その結果、以南地域・以北地域の両域の政治指導者が自力で南北統一を達成する政治的な試みと努力は、最終的に失敗に終わっている。Soon-Sung Cho, *op. cit.*, p. 202.
- 30) 『朝鮮日報』 一九四八年八月一三日付。
- 31) *Department of State Bulletin*(August 22, 1948), p. 242.
- 32) The Department of State, *Korea:1945-1948*(Washington D. C. :GPO, 1948), pp. 102-103.
- 33) 高 俊石、『金日成体制の形成と危機』（社会評論社 一九九三年）九二頁。
- 34) 徐 大肅・古田博司訳、『金日成と金正日』（岩波書店 一九九六年）六〇～六一頁。

- 35) Soon-Sung Cho, *op. cit.*, p. 215. 一九四九年一〇月一四日に、以北政府は国連事務総長である T. リー (T. Lie)宛てに送った書簡の中で、韓国[朝鮮]全国を「自力」で、統一する権利を持っている点を明らかにしている。
New York Times, October 18, 1949.
- 36) U. N. Document, *A/575/Add. 3*, pp. 12-13.
- 37) U. N. Document, *A/AC. 19/W. 53*.
- 38) 樋口陽一・吉田善明編、『解説 世界憲法集 第三版』（三省堂 一九九四年）二九一頁参照。
- 39) U. N. Document, *A/575/Add. 3*(October 15, 1948).
- 40) U. N. Document, *A/C. 1/416*.
- 41) U. N. Document, *A/C. 1/427/Corr. 1*.
- 42) Soon-Sung Cho, *op. cit.*, p. 221. 宮崎繁樹、前掲論文 五五～五六頁。
- 43) U. N. *Official Record, the First Committee of the General Assembly, Third Session*, 1948, p. 1023.
- 44) *Yearbook of the United Nations, 1948-1949*, p. 289. 田中直吉編、『南北朝鮮の国際的地位』（資料編）（日本国際問題研究所 一九六四年）一〇頁。
- 45) *Ibid.*, pp. 289-290. 同上書 一〇頁。

7. 結論—アメリカの国連構想への評価—

国連は、一九四七年一一月一四日の国連総会でアメリカの提案が受託されると、一九四八年初頭からその独立問題へと深く関与する結果となる。その提案は、韓国議会の構成と単一政府の樹立のために、以南・以北全地域での選挙実施との内容となっている。アメリカ側は、当時自国に同調的な国連で、その解決方法の提示が可能である、との期待を持っていた。その国連介入は、アメリカの主導権の掌握を意味している。ソヴェト側は、国連のその独立問題への介入が必要でなく、一般民衆による合意と外国軍の撤収を通じて解決

可能であると主張し、アメリカ側の提案に明確な反対を表明した。その政治情勢の下で、国連がその独立問題に介入する場合、国連は、アメリカ側の立場を代弁するものとなるとの、ソヴェト側の認識は明確であったので、国連内での合意に到る可能性は非常に低かったのである。

以南地域のみ単独政府の樹立に、アメリカ側と国連の役割が多大な点は事実である。「ア・ソ」共委の失敗後、国連こそアメリカ側がソヴェト側との交渉可能なほぼ唯一の手段であった。アメリカ側は、国連の主導下で統一政府の樹立による、自国責任の多く部分の国連への移転計画を立てた。当時の政情から見れば、その独立問題が国連総会に上程〔提訴〕されれば、二つの分断政府の樹立が確実視される状況であった。だがアメリカ側は、国連が、その責任分担には脆弱であると認識しつつ、国連に非現実的な要求を負わせた。一九四七年十一月一四日に、国連総会が「国臨委」の監視下での、全域における総選挙の決議案を採択した際、ソヴェト側は「国臨委」の入北を拒否した。その結果一九四八年八月一五日に、「国臨委」監視下で、以南には韓国、九月九日に、以北には北朝鮮の政府が各々設立されている。

以北側の約二五日間程遅れての政府樹立は、「南・北分断」の責任の不在を意味しないと考える。と言うのは、以北側も、「単独政府の樹立」の諸準備を、その以前から既に用意して来たためである。上述のような政治的な過程を経ての「一国家・二体制」の出現は、強大国のパワー・ポリティクス＝権力政治と、以南での左派弾圧・一掃の結果である。そこで一つ重要な点は、以南地域のみ単独選挙は、以北の政治権力と、それに同調する以南の左派諸勢力の破壊工作を突き崩し、自由な選択で行なった民主的で合法的な面を持っている点である。八月二五日に、以北で行なわれた「総選挙」は、以北側の単一候補に対する形式的な「信任投票」に過ぎなかった。結論的に言えば、二大国間の関係悪化に伴ってその二大国が樹立した二つの政府間の関係も影響を受けていった。すなわち、韓国〔朝鮮〕での二つの敵対する政府の樹立は、以南・以北両域の統一への展望が益々遠のいた点を意味している。